

新型コロナウイルス感染症に伴う保険税の減免 及び傷病手当金の支給状況について

<概要>

1. 国民健康保険税の減免

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡した世帯又は重篤な傷病を負った世帯の方
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる方で、下記の(1)～(3)のすべてに該当する方
 - (1) 給与収入・事業収入・不動産収入・山林収入のうち、収入の種類ごとに令和元年中の収入(実績)に比べ、いずれかの収入が10分の3以上減少する見込みがあること
 - (2) 令和元年中の所得の合計が1,000万円以下であること
 - (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年中の所得の合計が400万円以下であること

2. 傷病手当金

新型コロナウイルス感染症に罹患し、給与の一部または全額の支払いを受けることができなくなった方

1日当たりの支給額×支給対象となる日＝傷病手当金の支給総額

<減免実績について>

1月末時点の減免実施状況は以下の通り

	決定件数	決定金額	却下件数
R2 減免分	271 件	38,279,700 円	56 件
H31 減免分	176 件	2,944,100 円	41 件
合計	447 件	41,223,800 円	97 件

<傷病手当金実績について>

1月末時点の傷病手当金の支給状況は以下の通り

	決定件数	決定金額
支給実績	2 件	127,340 円